

高槻市環境教育推進方針

平成 1 9 年 2 月

高槻市

策定にあたって

本市では、平成4年10月に「環境教育基本方針」を定め、環境教育を実施してまいりました。

しかしながら、策定後14年が経過した今日、環境教育をめぐる状況は大きく変化しております。

国では、平成15年7月に、「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(参考1)が公布され、平成16年9月には、国の基本的な方針が定められました。

一方、本市では、平成13年3月に「高槻市環境基本条例」(参考2)を定め、同条例第9条の規定に基づき、「高槻市環境基本計画」を策定しました。

その計画の中で、6つの環境目標の一つとして、「市民一人ひとりがエコスタッフ」を掲げるとともに、市民・事業者が策定した「たかつきローカルアジェンダ21」に基づき、市民・事業者・行政がパートナーシップを組みながら、望ましい環境像の実現に向け取組みを進めることとしています。

このため、環境教育にも、その推進主体等との連携を視野に入れた推進が求められています。

また、地球温暖化に象徴されるように、地球規模で考え行動しなければ、よりよい環境を次世代へ引き継ぐことが困難な状況といえ、環境教育は今まで以上に大切に切実なものとなっています。

したがって、本市における今後の環境教育を進めるにあたっては、こうした環境に関する課題の変遷を踏まえて、今日の時代の状況に適合したものとするため、「環境教育基本方針」を見直し、市民・事業者及び行政の各部局で行っている環境教育との連携のもとに計画的・体系的な推進に努めることが今日的な課題であると考えます。

以上の考え方にに基づき、現行の「環境教育基本方針」を継承発展させ、「高槻市環境教育推進方針」として、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方を次のように定めるものです。

< 参考 >

1 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

(都道府県及び市町村の方針、計画等)

第 8 条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする。

2 高槻市環境基本条例

(環境教育及び学習の振興等)

第 18 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め自発的な活動を行うことができるように、環境に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

第1 基本的な考え方

1 環境教育の目標

高槻市環境基本計画に定める望ましい環境像の実現に向け、「市民一人ひとりがエコスタッフ」という意識を共有し、**行動する人づくり**を環境教育の目標とします。

望ましい環境像

市民一人ひとりの心と行動が実を結ぶ環境にやさしいまち
澄みきった空、おいしい水、みどり豊かなまち
河川を軸に人と自然が結ばれたまち
ゆったりした時間が流れる快適なまち
限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち
地球規模で考え、身近なことから行動するまち

2 目標達成に向けて

目標を達成するためには、市民一人ひとりの自主性を尊重し、さらに自主的な取組みが広がるよう、学校、家庭、地域、職場など幅広い場において、次の「環境教育のめざすもの」に沿って、多様な環境教育を進めていく必要があります。

環境教育のめざすもの

私たちのまち高槻、美しい自然のあるふるさと高槻、この高槻のよい環境を守り、育てるために自主的、積極的に学び行動することが必要です。

そのために、私たちは

私たちの周りの環境に関心をもちましょう

私たちの生活と環境のかかわりを知りましょう

私たちのまわりのよい環境を守り、育てるために自ら行動しましょう

私たちが行わなければならないことは、自然環境を大切にし、生活様式を見直し、「ふるさと高槻」を次の世代に引き継げるよう一人ひとりが行動することです。

第2 環境教育の推進に関する考え方

1 役割分担等

環境教育の主体としては、市民、市民団体、事業者及び行政などが考えられます。市民、市民団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境保全活動や環境教育に取り組んでいます。このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動機となります。また、自発性は先進的で独創的な取組みの原動力ともなります。

一方、行政は、自らが積極的に環境教育を実施することをも含めて、市民等の自発的な意思を尊重しつつ、施策を進めていかなければなりません。

したがって、市民、市民団体、事業者及び行政は、対等な立場を尊重しつつ、自らの役割を理解した上で、環境教育推進のため連携・協力を図っていく必要があります。

適切な役割分担のもと、相互に活かし合い、足りないところを補い合うことで、家庭・地域・学校・職場等において、年齢・発達段階に応じた環境教育を効果的に進めていくこととします。

2 環境教育の推進における課題と対策

(1) 計画的・体系的な推進

本市では、環境月間や夏休みに合わせて環境フェアや水質環境モニタリングを実施し、また、小中学校や自治会などからの依頼に応じて出前講座・教室を開催しています。そのほか、キャンプ場、萩谷総合公園、生涯学習センター、各公民館等においても、自然観察会などの体験型の学習会や環境問題に関する講座を実施しています。

このように、本市では、各部局において多様な環境教育を実施していますが、相互の連携を十分に取っていたとはいいがたい状況にありました。

このため、今後は、各部局で実施する環境教育について、情報の共有化を図るとともに、必要な調整を行うなどにより、総合的・体系的な推進に努めるものとします。

また、実施に当たっては、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が深刻化するなか、新エネルギーの導入や省エネルギーの実践などが強く求められていることなど、その時々ニーズや本市の地域特性を踏まえたものとするよう留意していくこととします。

(2) 市民・事業者との連携

環境負荷のより少ない社会システムを構築するためには、行政だけでなく、市民、市民団体、事業者などの様々な主体が役割を分担しつつ、環境教育を展開していく必要があります。

これまでも、市民団体等による取組みとして、まちの美化をめざす「摂津峡クリーンハイキング」のほか、環境家計簿への取組みや「キャンドルナイト in たかつき」、「打ち水大作戦」などによる地球温暖化防止やヒートアイランド対策など、環境問題に関する啓発が行われています。

このため、市民団体等が実施する自主的な環境教育への支援に努めます。

また、環境教育の実施に当たっては、市民団体等への協力依頼も含め、効果的な連携に努めます。

(3) 市民・事業者間の連携促進

地域行動計画「たかつきローカルアジェンダ21」の推進を図るには、その推進主体と緊密な連携のもとに協働し、市民・市民団体・事業者等がともに連携・協力し合う風土を培う必要があります。

このため、市民等の交流・連携の場として、「環境政策室分室」の活用を促進するとともに、環境保全等に関する功労者表彰や市民団体等による環境活動事例の発表の場である「たかつきエコフェスタ」のような連携・協力の機会を設けていきます。

また、環境教育を単なる啓発にとどめずに、実践への契機とするため、「たかつきローカルアジェンダ21」に基づく活動の場との連携の促進に努めます。

3 環境教育の推進に向けて

環境教育に係る施策については、本推進方針に基づき、年度ごとの環境実施計画を策定する作業のなかで各部局間及び市民団体等との調整を図り、計画的かつ効率的な実施に努めてまいります。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊防止対策などを含む環境問題に関する動向や社会的状況等を考慮しつつ、毎年度、環境マネジメントシステムにより、実施プログラムについて実施効果の検証を行います。

推進体制(イメージ図)

